

**四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る
基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル公告**

四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託について、下記の通り公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 1 月 21 日

四條畷市長 錢谷 翔



記

1 業務の概要

(1) 業務名

四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

35,800,000 円

2 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本市の令和 7 年度の入札参加資格を有する者であり、本市及び大阪府の競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。ただし、公告時点において、有資格者名簿に登録をしていない場合は、参加表明書の提出の際に合わせて、入札参加資格審査申請に必要な書類を提出するものとする。なお、公告時点において、有資格者名簿に登録が無いものの取扱いは、次のとおりとする。

注 1 有資格者の追加登録は登録していないものが、受託候補者に選定された場合のみ行うものとする。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされ

ている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。
- (8) 一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (9) 平成 27 年 4 月以降、学校を含む公共建築物の新築、改築、増築もしくは長寿命化改修に係る基本計画等（基本構想、基本計画、基本設計）の業務を元請けとして受託し、履行した実績を有する者であること。

3 参加申込手続き

別紙四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり

4 添付書類

- (1) 四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市立四條畷小学校及び四條畷中学校の整備に係る基本計画策定支援業務委託仕様書
- (3) 審査基準
- (4) 申請様式
- (5) 四條畷市教育振興基本計画（令和 7 年 10 月改訂版）
- (6) 四條畷市学校施設整備方針（令和 6 年 12 月改訂版）
- (7) 参考図面

5 問い合わせ先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町 1 番 1 号
四條畷市教育委員会事務局学校教育教育部教育総務課
電話 072-877-2121（代）/0743-71-0330（代）
FAX 072-877-8300
E-mail kyoukou@city.shijonawate.lg.jp